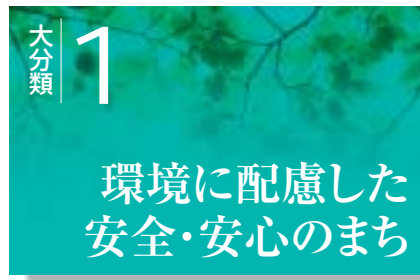


Ⅲ. 第1期中期計画



中分類 1 環境保全対策の推進

小分類 1 地球環境対策の推進

現況と課題

地球温暖化やヒートアイランド現象などは、私達人類が僅か100年程の間に、便利さや効率を優先し化石燃料のもたらしエネルギーを大量消費し続けてきた結果、直面することとなった問題であると言われています。気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第4次報告は「地球温暖化は、人類が排出してきた温室効果ガスの増加に起因する」と結論付け、国際的かつ科学的な合意となっています。これら地球温暖化による環境負荷の蓄積は、もはや限界点に達すると言われる程、憂慮すべき事態となっており、早急に徹底した対策を講じることが求められています。

国際連合では、1992年（平成4年）に地球温暖化対策への枠組みを定めた「気候変動に関する国際連合枠組条約」が採択され、1994年（平成6年）に発効しました。また、1997年（平成9年）には京都議定書が採択され、2005年（平成17年）に発効条件を満たしたことを受けて、EUや米国などでは気候変動対策を抜本的に強化する方針を決定し、具体的な対策が講じられつつあります。

国では、政府が太陽光発電等の新エネルギーや次世代型自動車の導入を柱とする「緑の経済と社会の変革」を公表し、温室効果ガス排出量の大幅な削減を経済再生と両立して実現することを目指しています。しかし、大きく温室効果ガス排出量を削減することができる具体的な解決策を見出すことはできていないのが現状となっています。

温室効果ガスの削減のためには、これまでの快適なライフスタイルを大きく見直すとともに、大量生産・大量消費型の社会経済活動や生活様式を転換することが喫緊の課題です。しかし、地球環境問題への関心は高まっているものの、実際の温室効果ガスの排出量削減には十分に結び付いておらず、むしろ民生・家庭部門では排出量が増加を続けています。

本市では今後も、市民・事業者との連携を深め、地球温暖化問題に対する市民の意識の向上を促し、市自らが率先行動を行うことによって、本市全体で地球環境対策に取り組む気運を醸成することが必要です。

目標

地球規模の環境問題を市民一人ひとりの問題として、環境対策に取り組む機運を醸成するため、市民・事業者・行政の3者協働による地球温暖化防止対策をはじめとする地球環境対策を推進します。

目標値・指標値

	現状値 (平成21年度)	第1期計画 (平成25年度)	将来展望	備考
宇治市域の温室効果ガスの削減目標 (排出量の目標値)	90.2万t (平成2年度)	81.2万t (平成24年度)	↘	2012年（平成24年）度までに温室効果ガスを1990年（平成2年）度比10%削減
宇治市の事務・事業から排出される温室効果ガスの削減目標 (排出量の目標値)	13,784t (平成2年度)	12,406t (平成24年度)	↘	2012年（平成24年）度までに温室効果ガスを1990年（平成2年）度比10%削減

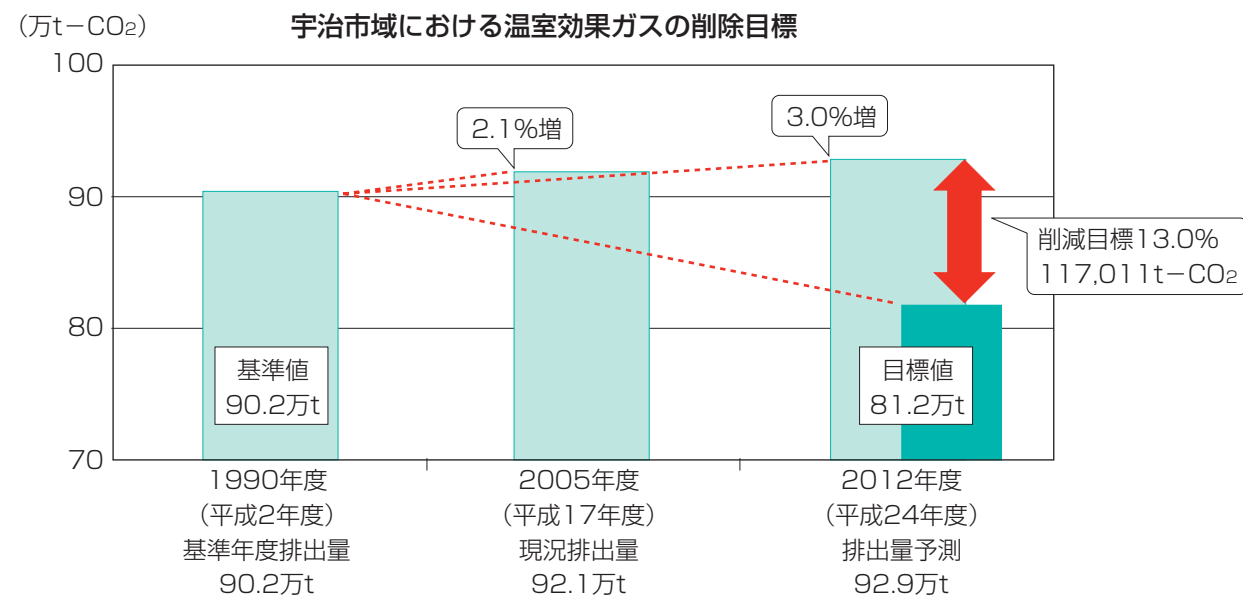
取組の方向

1 ● 地球温暖化防止対策等の推進

地球温暖化やヒートアイランド現象などの防止対策を推進するため、市民・事業者・行政の3者協働により、省エネルギー対策の普及・啓発等に取り組みます。

2 ● 市役所自らの環境対策の推進

地球環境対策を率先して実行するため、市の事務・事業から排出する温室効果ガスを抑制し、「環境にやさしい市役所」を目指します。



関連部門計画

- 宇治市環境保全計画
- 宇治市地球温暖化対策地域推進計画
- 宇治市地球温暖化対策実行計画

大分類 1
環境に配慮した安全・安心のまち

中分類 1 環境保全対策の推進
小分類 2 環境保全対策の強化

現況と課題

近年の消費型社会や都市化の進展に伴い、大気汚染・騒音・水質汚濁等の公害の増加や廃棄物の処理問題が生じています。また、ダイオキシン類をはじめとする環境ホルモンなどによる環境汚染、アスベスト問題や、エネルギーの大量消費等による地球温暖化など地球規模での環境問題が顕在化しており、山林・緑地等の自然環境保全の重要性が増しています。

本市では、工場・事業所からの騒音・振動等の公害の発生は減少していますが、自動車による大気汚染・騒音が増加しています。また、生活排水による水質汚濁や野焼き行為などがあり、地域の環境に影響を及ぼしています。

これまで、ダイオキシン類の測定や公共施設における小型焼却炉の廃止をはじめとするダイオキシン対策などに努めてきましたが、特に人体への影響が懸念される環境汚染物質について市民への的確な情報提供と測定結果の公表を継続していくことが重要です。また、京奈和自動車道、京滋バイパスの延伸などによって、道路交通網の整備が進んだことから、今後も自動車等排気ガスの影響を考え、監視体制を継続していくことが必要です。

目標

安らぎのある快適な市民生活を守るため、環境保全活動の強化や啓発事業の推進に取り組めます。

目標値・指標値

	現状値 (平成21年度)	第1期計画 (平成25年度)	将来展望	備考
京滋バイパス(福角)大気測定局での大気汚染に関する環境基準の達成状況	100%	100%	100%	
自動車騒音の環境基準の達成状況	69%	↗	↗	13箇所中4箇所が基準超
ダイオキシンに関する環境基準等の達成状況	100%	100%	100%	
公害苦情の年度内解決率	76.2%	↗	↗	

取組の方向

1 ● 環境保全対策の推進

市民の健康で安全な生活を守るため、総合的な環境保全対策を推進します。また、市自らの環境施策をISO14001環境マネジメントシステムにより検証します。

2 ● 環境汚染の未然防止

環境汚染を未然に防止するため、関係機関と連携して工場・事業所等の発生源に対する指導強化を図るとともに、的確な対応により早期解決に努めます。

3 ● 環境調査・監視と情報提供

環境の状況を把握するため、関係機関と連携して大気汚染や水質汚濁の実態を調査し状況を監視するとともに、調査結果を公表します。



河川水質調査



大気観測所

関連部門計画

- 宇治市環境保全計画

大分類 1
環境に配慮した
安全・安心のまち

中分類 1 環境保全対策の推進
小分類 3 環境美化及び住宅周辺の
環境整備の推進

現況と課題

空き缶等のポイ捨ては、歴史・文化都市としての美観を損ない、市民や観光客などの潤いや安らぎを妨げるものとなっています。このため、市民や観光客などに対する広報・啓発活動の実施とともに、クリーン宇治運動推進協議会、地域住民・ボランティア・美化推進団体等の協力による清掃活動、環境教育やパトロールなどを行い、近年ポイ捨てごみは減少傾向にあります。今後も、環境美化推進重点地域の拡大や地域住民の協力を得る中で、美化活動を推進していく必要があります。

また、山間部等においては、ごみの不法投棄等による、地域の環境悪化が懸念されており、これを未然に防止する対策として、地域住民との連携が不可欠です。

さらに、害虫発生、電波障害、空き地等に繁茂する雑草の放置や、飼い犬等の糞害などの住宅周辺における生活環境・公衆衛生に関する問題があります。これらは、基本的に所有者や管理者の責任において解決すべき問題であることから、所有者や管理者への指導・啓発を行うことによって、自己の管理責任や良好な近隣関係の中で問題解決を図っていく必要があります。特に、飼い犬等の糞害防止については、飼い主のモラルに訴えるなど、一層の防止対策に努める必要があります。

トビケラ・ユスリカ等の害虫の対策は、関係機関等と連携し、電撃殺虫機の設置や環境への負荷の少ない薬剤の散布などを実施するとともに、これら害虫の発生源として考えられる水路の水質を改善するため、引き続き公共下水道（汚水）等の普及を図っていくことが重要です。

目標

健康で安全に暮らせる生活環境を整備するため、地域住民・関係団体との連携により環境美化を推進するとともに、生活環境の改善に取り組みます。

目標値・指標値

	現 状 値 (平成21年度)	第1期計画 (平成25年度)	将来展望	備 考
〈参考〉 環境美化活動の 参加延べ人数	3,400人	↗	↗	クリーン宇治運動の参加延べ人数を含む

取組の方向

1 ● 環境美化の推進

環境美化を推進するため、関係団体・地域住民・ボランティア等の協力により美化活動の取組を進めるとともに、広報・啓発活動により環境意識を醸成します。

2 ● 住宅周辺の生活環境の改善

住宅周辺の生活環境を改善するため、飼い犬の適正飼育等の指導・啓発を行うとともに、害虫等の防除対策を行います。また、テレビの難視聴について相談に応じます。

3 ● 山間地域での簡易水道等の運営

山間地域の水道水を安全に供給するため、簡易水道等を運営するとともに、安定的な水の供給のため、笠取・二尾地域を上水道に統合する整備を行います。

4 ● 斎場・墓地の運営

市民の多様な墓地需要等に対応するため、斎場や天ヶ瀬墓地公園を運営します。また、市有共同墓地の地元管理運営委員会等による自主的な管理運営を促進します。

5 ● 不法投棄の防止

不法投棄をさせない環境づくりのため、地域住民との連携を密にした山間地域のパトロールや清掃活動などの実施により、不法投棄の防止を図ります。



環境美化活動



不法投棄のパトロール

関連部門計画

- 宇治市環境保全計画
- 宇治市地球温暖化対策地域推進計画
- 宇治市地球温暖化対策実行計画

現況と課題

市町村には、廃棄物処理法によって、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないよう収集、運搬、処分しなければならない義務があり、安定的かつ効率的にサービスを供給できる体制づくりが求められています。

ごみが適正に処理されるために、最も大切なことは、分別等の排出ルールの徹底です。分別が適正に行われないと、リサイクル率が低下することはもちろん、収集運搬中や処理工程での事故にもつながり、指定ごみ袋制の導入や啓発の強化が課題となっています。

本市におけるごみの処理については、城南衛生管理組合及び（財）宇治廃棄物処理公社を中心として、処理を行っています。しかし、焼却処理量の約7割（2009年（平成21年）度実績）を処理している城南衛生管理組合の折居清掃工場が、2016年（平成28年）度には稼働後30年を迎えることや、焼却灰の埋立て先である大阪湾広域臨海環境整備センターの大阪湾フェニックス計画の計画期間が2021年（平成33年）度までと定められていることから、今後の施設整備のあり方や最終処分場の確保について、城南衛生管理組合や構成市町などとも連携し、検討していく必要があります。

また、（財）宇治廃棄物処理公社については、市内の最終処分場として廃棄物処理行政の一端を担っており、2007年（平成19年）度から産業廃棄物の非飛散性アスベストの受け入れを開始するなど、社会の要請に応えながら廃棄物の適正処理に大きな役割を果たしています。

ごみの収集については、一般ごみ収集に加えて、2009年（平成21年）度からごみ出しが困難な高齢者世帯等に対し、ふれあい収集（戸別収集）を実施していますが、高齢化の進展等を踏まえ、引き続き市民サービスのあり方を検討する必要があります。

し尿処理については、城南衛生管理組合において処理を行うとともに、公共下水道や合併処理浄化槽の普及を進めています。今後も、公共下水道を中心とした水洗化を進めながら、引き続き適正な処理に努める必要があります。

目標

快適な市民生活を支えるため、安定的、効率的なサービス体制の確立に取り組み、ごみ・し尿の適正処理を推進します。

目標値・指標値

	現 状 値 (平成21年度)	第1期計画 (平成25年度)	将来展望	備 考
可燃ごみに含まれる 不燃物の重量割合 (乾燥重量ベース)	6.8%	↘	↘	城南衛生管理組合管内の数値

取組の方向

1 ● ごみの適正処理

ごみの分別を徹底するため、指定ごみ袋制の導入や指導・啓発に努め、城南衛生管理組合及び構成市町などと連携し、ごみの適正な処理を推進します。

2 ● 安定的、効率的なサービス体制の確立

良質のサービスを提供するため、安定的かつ効率的なごみ収集・処理に努めるとともに、高齢化等の社会ニーズに対応したサービスの充実に努めます。

3 ● し尿の適正処理

衛生的かつ快適な生活環境を保全するため、公共下水道整備区域外において、合併処理浄化槽の普及を推進するとともに、し尿の適正処理を促進します。



ふれあい収集



折居清掃工場

関連部門計画

- 宇治市ごみ処理基本計画
- 宇治市生活排水処理基本計画
- 宇治市一般廃棄物処理実施計画

現況と課題

国においては、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会から脱却し、環境への負荷が少ない循環型社会の形成が急務であるとし、2000年（平成12年）に循環型社会形成推進基本法が制定されるなど、循環型社会の形成に向けて、対策を総合的に推進するための基盤整備が進められてきました。また、2008年（平成20年）には世界的な資源の制約や地球温暖化問題などに対応していくため、第2次循環型社会形成推進基本計画が策定され、低炭素社会や自然共生社会に向けた取組と統合して、循環型社会の形成を国内外問わず実現していくことの重要性が示されました。

2008年（平成20年）度の本市におけるごみ排出量は、1人1日あたり908gで、全国平均1,033g、京都府平均1,028gを大きく下回り、減量化については、一定の水準に達しています。

特に家庭から排出されるごみについては、市民の減量・リサイクル意識の高まりや、2004年（平成16年）度から古紙類を可燃ごみの対象から除外して資源化を進めたことなどにより、宇治市環境保全計画で2010年（平成22年）度としていた可燃及び不燃ごみの減量目標を2007年（平成19年）度に達成するなど、大きな成果を上げてきました。

しかし、かけがえのない地球環境を守り、未来の子ども達へと引き継いでいくためには、一層の取組が必要であることから、2008年（平成20年）度に策定した宇治市第2次ごみ処理基本計画では、「共生の環～未来のために循環型社会を目指して～」を基本理念とし、新たなごみの減量目標を掲げ、市民・事業者・行政の連携・協働による発生抑制《Reduce（リデュース）》・再使用《Reuse（リユース）》・再生利用《Recycle（リサイクル）》の3Rの推進等に取り組むこととしました。日常生活において、「もったいない」という意識の定着を図るため、啓発や情報提供に努めるとともに、ごみの減量やリサイクルに取り組みやすい環境を関係機関・市民団体・事業者と連携して整えていくことが必要です。

一方、事業者から排出されるごみに関しては、一般家庭以上に事業者の社会的責任は重く、ごみの減量等に向けた積極的な取組が望まれています。

目標

循環型社会を形成するため、市民・事業者・行政が協働し、ごみの発生抑制・再使用・再生利用の推進に取り組む、ごみの減量化を図ります。

目標値・指標値

	現 状 値 (平成21年度)	第1期計画 (平成25年度)	将来展望	備 考
家庭系ごみ (可燃ごみ・不燃ごみ) 1人1日あたり平均排出量	528g	↘	504g (平成30年度末)	2018年（平成30年）度までに 2007年（平成19年）度実績値 (548g) から8%削減
事業系ごみ 1日あたり平均排出量	33.6t	↘	32.6t (平成30年度末)	2018年（平成30年）度までに 2007年（平成19年）度実績値 (35.4t) から8%削減
リサイクル率	24%	↗	28% (平成30年度末)	

取組の方向

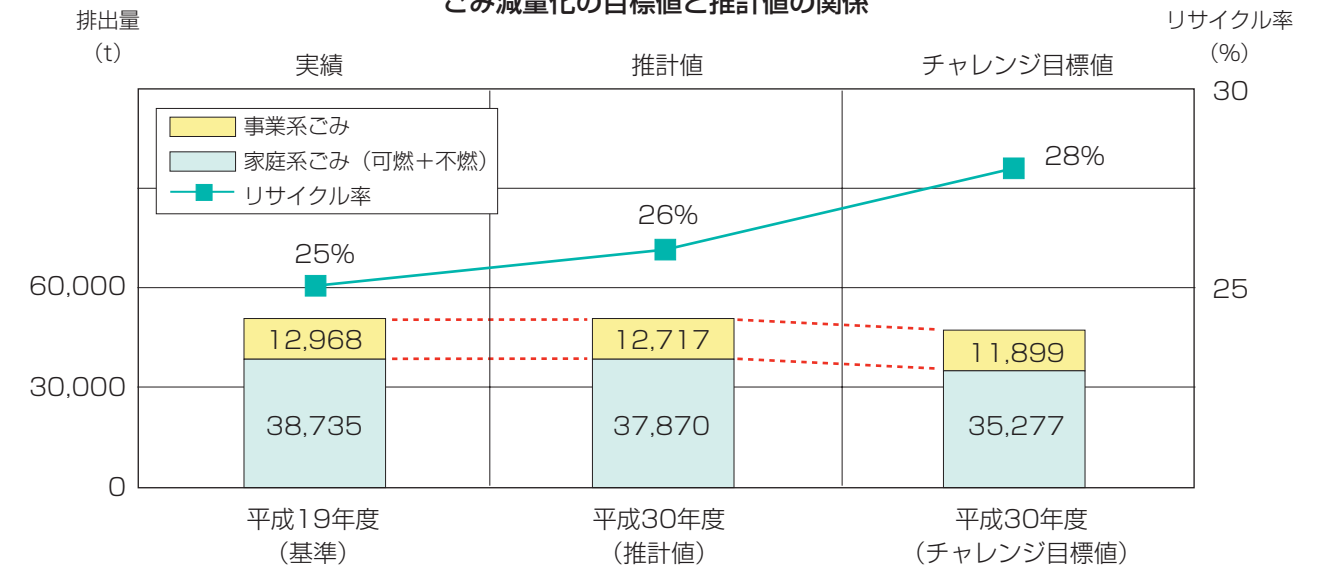
1 ● 3Rの啓発

循環型社会を形成するため、市民・事業者・行政の協働による3R（発生抑制・再使用・再生利用）の推進を目指し啓発活動を行います。

2 ● ごみの分別と再生利用の促進

ごみの減量化と再生利用の拡大を図るため、古紙の集団回収等の取組を支援するとともに、ごみ分別品目の拡大等リサイクル率の向上を図ります。

ごみ減量化の目標値と推計値の関係



関連部門計画

- 宇治市ごみ処理基本計画
- 宇治市一般廃棄物処理実施計画

大分類 1
環境に配慮した
安全・安心のまち

中分類 2 安全・安心なまちづくりへの対応

小分類 1 安全・安心な
まちづくり

現況と課題

災害は台風や地震などの自然現象によってもたらされることが多く、地質・地形や土地の利用状況、そして都市基盤整備や災害時における対応など様々な要素により被害の程度が変わります。

1995年（平成7年）に発生した阪神・淡路大震災は、戦後最大の都市直下型の地震として神戸市において最大震度7を記録、6,000人を超す多くの死者・行方不明者を出し、都市災害の恐ろしさが浮き彫りになったばかりでなく、改めて災害に強いまちづくりへの大きな教訓となりました。

本市では、阪神・淡路大震災以降、「宇治市地域防災計画（震災対策編）・（一般対策編）・（事故対策編）」の策定をはじめ、防災備蓄倉庫の整備、公共施設の耐震調査、地域防災無線の導入や、総合防災訓練の実施などの公助の諸施策を推進してきましたが、災害が発生した場合に自分の身は自分で守る自助の意識の向上を図ること、地域は地域住民の協力で守るといった共助のための自主防災組織の組織化及び育成や、災害時要援護者の避難支援体制の確立など課題が残っています。

また、本市には多くの住宅密集地域があり、災害時には倒壊や火災などが大規模に発生することが予想されることから、建築物の耐震化の促進、被害拡大を避けるための避難地及び防災拠点の整備、安全な避難地への移動や、物資の輸送などに対応できる道路整備・沿道整備などの都市基盤整備とともに、災害・急病等への対応の核となる広域的な救急・高度医療施設の整備を促進する必要があります。

特に近年、局地的豪雨（ゲリラ豪雨）による浸水被害が増加しているため、河川・排水路の改修整備とともに、下流域への雨水流出抑制策に取り組む必要があります。

また、安全・安心なまちづくりを推進する観点から、防犯に関しても対策が重要であり、2004年（平成16年）に「宇治市安全・安心まちづくり条例」を施行、2006年（平成18年）には「宇治市防犯推進計画」を策定、2010年（平成22年）には「宇治市犯罪被害者等支援条例」を施行しました。今後も、市民・事業者と行政・関係機関が連携して防犯に取り組む必要があります。

目標

自然災害をはじめとしたあらゆる災害から市民の生命と財産を守るため、防災体制の確立を図るとともに、市民・事業者・関係機関と連携して防犯に取り組み、安全・安心なまちづくりを推進します。

目標値・指標値

	現状値 (平成21年度)	第1期計画 (平成25年度)	将来展望	備考
宇治市の住宅の耐震化率	81% (平成20年1月)	↗	90%以上 (平成27年度末)	
市有建築物の耐震化率	71% (平成20年度)	↗	90%以上 (平成27年度末)	
自主防災組織の組織率	56%	75%	90%以上	

取組の方向

1 ● 防災意識の普及・啓発

防災に関する意識の高揚を図るため、防災訓練の実施、講演会の開催やパンフレット作成などの普及・啓発活動を推進します。

2 ● 地域防災体制の確立

地域防災体制を確立するため、地域での防災訓練の実施等を支援するとともに、自主防災組織の育成、災害時要援護者の避難支援体制の確立に努めます。

3 ● 危機管理体制の充実

自然災害をはじめとする災害等に対応するため、資機材・食料を確保するとともに、関係機関相互の連携による災害救援体制の充実に取り組みます。

4 ● 建築物の耐震化の促進

建築物の耐震性確保のため、市施設の耐震改修を行うとともに、民間施設についても、耐震改修の啓発や支援を行います。

5 ● 防犯対策の充実

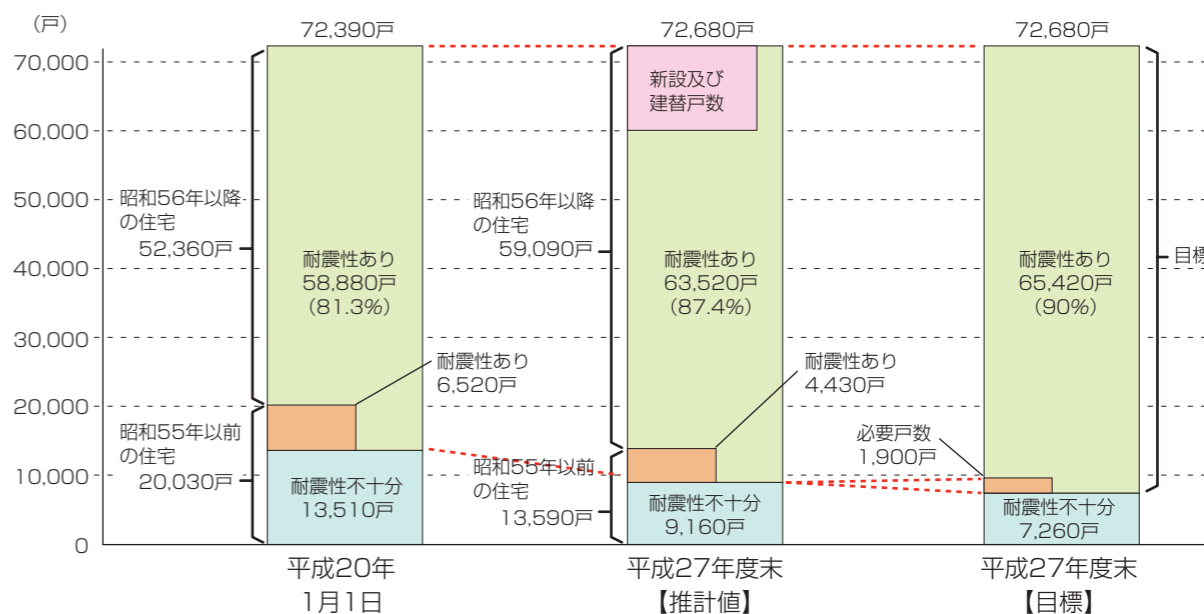
犯罪のないまちを実現するため、市民、警察をはじめとした関係機関と連携して、犯罪の防止や抑止を図るとともに、被害者支援に取り組みます。

6 ● 救急・高度医療施設の整備促進

地域医療の充実や災害対応などのため、各地域の医療施設とともに、広域幹線道路の要所である槇島地区に救急・高度医療施設の整備を促進します。

ゲリラ豪雨・浸水被害対策については、大分類5中分類4小分類3「河川・排水路の整備」の取組の方向に対策を記述しています。

耐震化の目標



関連部門計画

- 宇治市地域防災計画
- 宇治市建築物耐震改修促進計画
- 宇治市防犯推進計画
- 宇治市国民保護計画

大分類 1
環境に配慮した
安全・安心のまち

中分類 2 安全・安心なまちづくりへの対応
小分類 2 消防・救急の充実

現況と課題

本市では、時代の変遷に対応し、市民の生命・身体及び財産を火災・水害等の災害から守るため、消防・救急活動や予防活動など住民生活に密着した幅広い活動に取り組んできました。

近年、市民を取り巻く社会環境が急速に変化する中で、災害の発生要因はますます増大する傾向にあり、市民生活の安全確保と災害による被害の軽減を図るため、地域の実情に応じた防火防災体制はもとより、災害に強いまちづくりを推進していく必要があります。そのため、2006年（平成18年）に宇治市火災予防条例を改正し、住宅用火災警報器等の普及に努めています。

さらに、近年の複雑多様化、大規模化する災害に迅速・的確に対応するため、消防広域化を含む消防体制のあり方等について検討するとともに、消防本部・署所の適正配置を進める必要があります。

消防が緊急事案に即応できる消防活動を推進するためには、災害活動体制の整備充実とともに、予防行政の推進、消防救急無線のデジタル化や高度情報化時代に即した消防通信指令システムの整備などに加え、広域的な応援体制の確立等への取組が重要です。特に救急活動は、救命率の向上を図るため、救急現場や患者搬送途上における救急救命処置の充実強化が重要であることから、引き続き普通救命講習の普及・啓発と高度な専門的知識を有した救急隊員の養成に努めます。

消防団は、地域における消防活動に加え、地震や風水害などの自然災害にも対応できる地域防災活動の中心的な役割を果たす組織です。消防団には今後、少子高齢化の進展や様々な社会環境の変化にも柔軟に対応し、特性を活かした活動が求められており、これまで以上に地域の安全・安心を担う組織にふさわしい活動を展開するため、消防団の活性化に取り組むとともに、魅力ある組織づくりに努めます。

目標

市民を災害から守るため、予防活動をはじめとした災害への対応力の向上を図り、消防力を充実します。

目標値・指標値

	現 状 値 (平成21年度)	第1期計画 (平成25年度)	将来展望	備 考
町内会・自治会等への 防火啓発	306回	350回	↗	
普通救命講習の実施	16,773人	6,000人 (年間2,000人)	↗	※現状値は延べ人数（第1期計画値は3年間の人数）
住宅用火災警報器の普及	55%	100%	100%	

取組の方向

1 ● 災害の予防・啓発

火災等の災害を防止し、被害を軽減するため、住宅用火災警報器の設置等、住宅防火対策を推進するとともに、積極的な啓発活動により地域防災意識の高揚を図ります。

2 ● 消防力の充実

災害対応力を充実するため、計画的な車両等資機材の整備・充実を図るとともに、消火栓・防火水槽等の消防水利の確保に努めます。

3 ● 救命率の向上

増加する救急需要への対応と救命率の向上を図るため、計画的に救急体制及び車両等資機材の高度化対応・充実を図るとともに、応急手当等の普及・向上に努めます。

4 ● 消防団活動の支援

地域防災力の強化のため、活動の支援と施設の整備などを行い、消防団活動の活性化を図り、充実・強化を促進します。

5 ● 消防通信指令システムの整備

市民の緊急事態に即応した消防・救急活動を実施するため、消防通信指令システムの高度化を図るとともに、消防救急無線のデジタル化に取り組めます。

6 ● 消防本部・署所の適正配置

迅速で合理的な出動体制の確保のため、消防広域化も含めて消防体制のあり方について検討し、署所の適正配置を進めます。



消防指令室

現況と課題

本市の中央を流れる宇治川は、過去における大出水の経過を踏まえ、流域の変化に対応するため、国では計画高水量を1,500m³/秒とした大規模な改修が進められています。

また、1997年（平成9年）の河川法改正に伴い、これまでの「治水」・「利水」に加えて「河川環境の整備と保全」が法の目的に追加され、長期的な河川整備の基本となるべき方針を示す「淀川水系河川整備基本方針」を2007年（平成19年）に策定し、これを踏まえて今後20年～30年間の具体的な河川整備の内容を示す「淀川水系河川整備計画」が2008年（平成20年）度末に策定されました。

本市にとって整備計画で位置付けられた事業は治水対策上不可欠であり、早期完成に向け、引き続き積極的に事業の促進を図っていく必要があります。

目標

浸水被害から市民の生命と財産を守るため、宇治川治水対策の促進を図ります。

目標値・指標値

	現状値 (平成21年度)	第1期計画 (平成25年度)	将来展望	備考
〈参考〉 【宇治川整備計画：国】 塔の島地区改修	実施	実施	平成27年度 目途に完成	河道掘削、塔の島・橘島改修、 護岸堤防等整備、導水路・締切 堤の撤去など
〈参考〉 【宇治川整備計画：国】 堤防強化の実施	1.4km（※）	↗	3.5km (10力年を目途)	※宇治市域分0.4km
〈参考〉 【宇治川整備計画：国】 天ヶ瀬ダム再開発事業	実施	実施	平成27年度 目途に完成	工事用道路整備、橋梁架替、ト ンネル式放流施設整備

取組の方向

1 ● 宇治川治水対策の促進

市民の生命と財産を守るため、宇治川の治水を促進するとともに、管理者である国に対して治水対策の充実を要望します。

2 ● 宇治川周辺の環境等への配慮

宇治川周辺の環境・景観を守るため、環境等に最大限配慮した整備促進を、国に対して要望します。

3 ● 宇治川治水の啓発

宇治川の治水の重要性への理解を深めるため、国に対して必要な情報提供と普及・啓発を要望します。



宇治川（宇治橋より）